

「一般名処方」の院外処方箋交付について

当院では、患者さんの負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推進しています。

外来診察後に交付される院外処方箋は、後発医薬品のあるものは「商品名」ではなく、有効成分と含有量が記載された「一般名処方」を行っています。これにより、患者さんは、効能・効果、服用する際の注意事項及び副作用等をかかりつけの保険薬局薬剤師と相談の上、有効成分が同一である「後発医薬品」または「先発品医薬品」をご自身で選択できるメリットがあります。

詳細は、お薬を受領される際に、かかりつけの保険薬局薬剤師とご相談下さい。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大等の理由により、一部の医薬品につきましては、十分量の供給が難しい状況が続いています。状況によっては、同一成分・同一薬効の医薬品への変更、処方日数の変更等が生じる可能性があります。変更が必要な場合は、かかりつけの保険薬局薬剤師から説明を行いますのでご了承下さい。

「一般名処方」の院外処方箋につきましてご質問などがございましたら、主治医又は当院薬剤師、かかりつけの保険薬局薬剤師におたずねください。